

日本弁護士連合会・各弁護士会による

相談料
通話料 **無料**

全国一斉 無戸籍ホットライン

むこせきは なくそう
0120-658-790

無戸籍の方、ご家族が無戸籍の方、学校・専門機関の方

「無戸籍（戸籍がない）」相談を受け付けます



《実施日》

2015年

11月11日(水)

10:00~20:00

秘密厳守・匿名OK

戸籍も住民票もなく
保険証もありません

戸籍がなくても学校に
通わせてあげたいです

前の夫の戸籍に入ると
言われて出生届を
出せません

私の働く施設・学校に
戸籍のない子がいます

戸籍がなくて困っているあなたのための電話相談です
全国どこからでも、携帯電話・公衆電話からでもかけられます
お気軽にご相談ください

※詳細は裏面の実施案内をご確認の上、各弁護士会にお問い合わせください。実施案内は日弁連ホームページでもご覧いただけます。

主催 = 日本弁護士連合会 後援 = 法務省

「全国一斉無戸籍ホットライン」

2015年11月11日(水)

0120-658-790(無戸籍はなくそう)

お住まいの地域の弁護士会の実施状況をご確認ください。

| 弁護士会 | 実施時間 | 実施形態 |
|---------|-------------------------|---|
| 1 札幌 | 10:00～20:00 | フリーダイヤル 0120・ 658(無戸籍は)・ 790(なくそう) ◆左記時間外でも、 10:00～20:00の間であれば お近くの弁護士会へつながります。 |
| 2 函館 | 13:00～16:00 | |
| 3 釧路 | 10:00～16:00 | |
| 4 青森県 | 13:00～16:00 | |
| 5 岩手 | 10:00～20:00 | |
| 6 仙台 | 10:00～20:00 | |
| 7 山形県 | 10:00～15:00 | |
| 8 福島県 | 13:00～17:00 | |
| 9 茨城 | 10:00～12:00/13:00～15:00 | |
| 10 栃木県 | 14:00～17:00 | |
| 11 群馬 | 10:00～19:00 | |
| 12 埼玉 | 10:00～20:00 | |
| 13 東京 | 10:00～20:00 | |
| 14 第一東京 | | |
| 15 第二東京 | | |
| 16 千葉県 | 10:00～16:00 | |
| 17 横浜 | 10:00～18:00 | |
| 18 新潟県 | 10:00～15:00 | |
| 19 山梨県 | 10:00～20:00 | |
| 20 長野県 | 10:00～20:00 | |
| 21 静岡県 | 10:00～20:00 | |
| 22 愛知県 | 10:00～20:00 | |
| 23 三重 | 10:00～16:00 | |
| 24 岐阜県 | 10:00～15:00 | |
| 25 福井 | 12:00～16:00 | |
| 26 金沢 | 10:00～20:00 | |
| 27 富山県 | 10:00～20:00 | |
| 28 滋賀 | 10:00～18:00 | |
| 29 京都 | 10:00～18:00 | |
| 30 大阪 | 10:00～20:00 | |
| 31 兵庫県 | 10:00～20:00 | |
| 32 奈良 | 10:00～16:00 | |
| 33 和歌山県 | 13:00～16:00 | |
| 34 鳥取県 | 10:00～12:00 | |
| 35 鳥根県 | 10:00～16:00 | |
| 36 岡山 | 10:00～20:00 | |
| 37 広島 | 10:00～16:00 | |
| 38 山口県 | 10:00～16:00 | |
| 39 徳島 | 14:00～16:00 | |
| 40 香川県 | 10:00～16:00 | |
| 41 愛媛 | 10:00～16:00 | |
| 42 高知 | 10:00～20:00 | |
| 43 福岡県 | 10:00～20:00 | |
| 44 佐賀県 | 10:00～12:00/13:00～17:00 | |
| 45 長崎県 | 13:00～16:00 | |
| 46 熊本県 | 10:00～20:00 | |
| 47 大分県 | 10:00～16:00 | |
| 48 宮崎県 | 10:00～16:00 | |
| 49 鹿児島県 | 10:00～12:00/13:00～17:00 | |
| 50 沖縄 | 10:00～18:00 | |
| 51 旭川 | 9:00～17:00(※) | 0166-51-9527 |
| 52 秋田 | 10:00～15:00(※) | 018-896-5599 |

(※)旭川と秋田にお住まいの方からのご相談は、まず弁護士会職員が受け付け(通話料はご相談者が負担)、担当弁護士から折り返す形をとります。